

## ○春日市障害者等日常生活用具給付事業実施規則

(平成 12 年 3 月 31 日規則第 4 号)

**改正** 平成 12 年 12 月 28 日規則第 60 号 平成 14 年 3 月 29 日規則第 30 号  
平成 15 年 7 月 1 日規則第 37 号 平成 16 年 5 月 28 日規則第 29 号  
平成 17 年 12 月 28 日規則第 44 号 平成 18 年 9 月 29 日規則第 56 号  
平成 19 年 3 月 30 日規則第 25 号 平成 19 年 5 月 28 日規則第 48 号  
平成 21 年 3 月 31 日規則第 30 号 平成 22 年 9 月 30 日規則第 52 号  
平成 24 年 7 月 6 日規則第 31 号 平成 26 年 7 月 31 日規則第 31 号  
平成 28 年 3 月 31 日規則第 55 号

(目的)

第 1 条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種類及び対象者)

第 2 条 給付の対象となる用具の種類は、別表の「品目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、市内に住所を有し、同表の「対象者」欄に掲げる障害者等のうち在宅の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

(1) 頭部保護帽、T 字状・棒状のつえ、点字器、人工喉頭、ストーマ装具(蓄便袋)、ストーマ装具(蓄尿袋)、紙おむつ等又は収尿器の給付を受けようとする者で、別表の「対象者」欄に掲げる障害者等のうち入院中のもの

(2) その他福祉事務所長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この事業を利用できないものとする。

(1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)その他の法令等の規定により別表の「品目」欄に掲げる用具に相当するものの給付を受けることができる場合

(2) 本人及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、その所得が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。)第 43 条の 2 第 2 項に定める基準以上である場合

(申請)

第 3 条 用具の給付を受けようとする者(対象者の扶養義務者を含む。)は、春日市障害者等日常生活用具給付申請書(様式第 1 号)により福祉事務所長に申請するものとする。

2 別表に定める排泄管理支援用具の給付を受けようとする者は、暦月を単位として 6 箇月分を限度に、一括申請することができる。

(給付の決定)

第4条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受けたときは、給付を行う用具の種類、対象者の心身及び世帯の状況等を調査の上、速やかに給付の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、給付する用具の決定に当たっては、「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件(平成3年厚生省告示第130号)」及び「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成3年9月26日社更第199号)」についても考慮するものとする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、次に掲げるところによる。

(1) 前回の給付日から別表の耐用年数欄に規定する期間(以下「耐用年数」という。)を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(2) 耐用年数を経過した後においても、修理不能の場合、再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が対象者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付の対象とする。

4 福祉事務所長は、第1項の規定により給付を行うことを決定したときは、春日市障害者等日常生活用具給付決定通知書(様式第2号)及び春日市障害者等日常生活用具給付券(様式第3号。以下「給付券」という。)により、給付を行わないことを決定したときは春日市障害者等日常生活用具給付却下決定通知書(様式第4号)により、申請した者に通知するものとする。

(用具の給付)

第5条 前条の規定により給付の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、給付券に記入された納入業者から用具の給付を受けるものとする。

2 納入業者は、用具の給付に関し、障害者等に適切な助言ができる業者で、この規則に基づく用具の給付について承諾しているものとする。

3 前項の規定による承諾は、春日市障害者等日常生活用具給付取扱承諾書(様式第5号)によるものとする。

(利用者負担)

第6条 利用者は、同月内に給付決定を受けた用具の給付に必要な費用の額又は別表の基準額のうちどちらか低い額の100分の10に相当する額(その額が令第43条の3各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額)を直接納入業者に支払わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、用具の給付に必要な費用の額が別表の基準額を超える場合の差額は、利用者が直接納入業者に支払わなければならない。

(費用の請求)

第7条 納入業者は、利用者が受領確認を行った給付券を添付し、用具の給付に必要な費用の額から前条の規定による自己負担の額を控除した額を福祉事務所に請求するものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 福祉事務所に、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を備えなければならない。

(用具の管理)

第9条 利用者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 福祉事務所に、利用者が前項の規定に違反したと認めるときは、給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所に別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第60号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。ただし、様式第1号の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年5月28日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年12月28日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の春日市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施規則及び春日市進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施規則の規定は、施行日以後に日常生活用具の給付及び療養等の給付を受けた者の負担すべき額について適用し、施行日前に日常生活用具の給付及び療養等の給付を受けた者の負担すべき額については、なお、従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日規則第 56 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。  
(春日市障害児・知的障害者日常生活用具給付事業実施規則の廃止)
- 2 春日市障害児・知的障害者日常生活用具給付事業実施規則(平成 12 年規則第 9 号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の春日市障害児・知的障害者日常生活用具給付事業実施規則の規定により給付された日常生活用具は、この規則の規定により給付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の春日市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施規則及び附則第 2 項の規定による廃止前の春日市障害児・知的障害者日常生活用具給付事業実施規則の規定により給付された日常生活用具に係る利用者負担及び費用の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 25 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 28 日規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 30 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の春日市障害者等日常生活用具給付事業実施規則の規定によりなされた申請に対する日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 52 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成24年7月6日規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年7月31日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市障害者等日常生活用具給付事業実施規則及び春日市重度身体障害者等住宅改修費支給事業実施規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第55号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条、第6条関係)

種目	品目	対象者	品目要件	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	次のいずれかに該当する者 1 身体障害者手帳の交付を受けた者(18歳以上の者に限る。)で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年

		の疾病であって、法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。以下同じ。)で寝たきりの状態にあるもの			
特殊マット	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され、障害程度が最重度又は重度であるもの 2 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 3 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年	
特殊尿器	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級で、常時介護を要するもの 2 難病患者等で自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年	

		の			
入浴担架	原則として学齢児以上の者で、入浴に介助を要するもののうち、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年	
体位変換器	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの 2 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年	
移動用リフト	原則として3歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上であるもの	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年	

		2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの			
	訓練用ベッド	原則として学齢児以上18歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
自立生活支援用具	便器	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等で常	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円(手すり付きの場合は、5,400円)	8年



		時介護を必要とするもの			
特殊便器	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され、障害程度が最重度又は重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの 2 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(上肢障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 3 難病患者等で上肢機能に障害のあるもの	足踏みペダル等により温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年	
電磁調理器	原則として18歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上のもの(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。) 2 難病患者等で視覚に障害のあるもの(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に	障害者等が容易に使用し得るもの	41,000円	6年	

	<p>限る。)</p> <p>3 児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定された者</p> <p>4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p>			
移動・移乗支援用具	<p>原則として3歳以上の者で、家庭内の移動等において介助を要するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)のあるもの</p> <p>2 難病患者等で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの又は転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	60,000円	8年
入浴補助用具	<p>原則として3歳以上の者で、入浴に介助を要するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)のあるもの</p> <p>2 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のあるもの</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	90,000円	8年
火災警	火災発生の感知及び	室内の火災を煙又は熱に	15,500円	8年

報器	<p>避難が著しく困難な者で、次のいずれかに該当するもの(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)</p> <p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、当該手帳に記載の身体上の障害(聴覚障害に限る。)の程度が2級であるもの</p> <p>2 難病患者等で聴覚に障害のあるもの</p>	より感知するもので、音又は光を発し、かつ、屋外に警報ブザーで知らせ得るもの		
自動消火器	<p>火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、次のいずれかに該当するもの(単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。)</p> <p>1 児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され、障害程度が最重度又は重度であるもの</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の程度が1級であるもの</p> <p>3 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害の程度が2級以上であるもの</p> <p>4 難病患者等</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年

聴覚障害者用屋内信号装置	<p>18歳以上の者で、次のいずれかに該当する者(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯である場合に限る。)</p> <p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(聴覚障害に限る。)の程度が2級であるもの</p> <p>2 難病患者等で聴覚に障害のあるもの</p>	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、目覚時計及び屋内信号灯を含む。)。ただし、機能が重複するものの複数給付は不可とする。	87,400円(ただし、サウンドマスターについては36,100円、目覚時計については15,300円、屋内信号灯については17,800円)	10年
歩行時間延長信号機用小型送信機	<p>原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上であるもの</p> <p>2 難病患者等で視覚に障害のあるもの</p>	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
頭部保護帽	<p>次のいずれかに該当する者(オーダーメイドの対象者は、レディメイドで対応できないものに限る。)</p> <p>1 児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害者(児)として判定され、障害の程度が最重度又は重度であるもの</p>	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	スポンジ・革を主材料に製作した場合は15,200円、スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作した場合は36,750円(価格は、オーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、基準額の80パーセントの範囲内とす	3年

		<p>2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、かつ、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</p> <p>3 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの</p> <p>4 難病患者等で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のあるもので、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの</p>		る。)	
	T字状・棒状のつえ	<p>転倒等のおそれのある者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)のあるもの</p> <p>2 難病患者等で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの</p>	障害者等が容易に使用し得るもの	木を主材料に製作した場合は2,200円、軽金属を主材料に製作した場合は3,000円(夜光材付きの場合は410円(全面夜光材付きの場合は1,200円)を、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円を基準額に加える。)	3年
在宅療養等支援用具	音声体温計	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ず	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	9,000円	5年

	<p>る世帯である場合に 限る。)</p> <p>1 身体障害者手帳 の交付を受けた者 で、当該手帳に記載 の身体上の障害(視 覚障害に限る。)の 程度が2級以上であ るもの</p> <p>2 難病患者等で視 覚に障害のあるもの</p>			
透析液 加温器	<p>原則として3歳以上 の者で、次のいずれ かに該当するもの</p> <p>1 身体障害者手帳 の交付を受けた者 で、当該手帳に記載 の身体上の障害(じ ん臓機能障害に限 る。)の程度が3級 以上であるもの</p> <p>2 難病患者等でじ ん臓機能に障害のあ るもの</p>	透析液を加温し、一定温 度に保つもの	51,500円	5年
酸素ボ ンベ運 搬車	<p>次のいずれかに該当 する者</p> <p>1 身体障害者手帳 の交付を受けた者 で、当該手帳に記載 の身体上の障害によ り、医療保険におけ る在宅酸素療法を必 要とするもの</p> <p>2 難病患者等で医 療保険における在宅 酸素療法を必要とす るもの</p>	障害者等が容易に使用し 得るもの	17,000円	10年
ネブラ イザー (吸入 器)	<p>原則として学齡児以 上の者で、次のいず れかに該当するもの</p> <p>1 身体障害者手帳 の交付を受けた者</p>	障害者等が容易に使用し 得るもの	36,000円	5年

		で、当該手帳に記載の身体上の障害(呼吸機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの又は当該手帳に記載の身体上の障害により医師が必要と認めたもの 2 難病患者等で呼吸機能に障害のあるもの			
音声体重計	18歳以上の者で、次のいずれかに該当する者(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。) 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等で視覚に障害のあるもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	18,000円	5年	
電気式たん吸引器	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(呼吸機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの又は当該手帳に記載の身体上の障害により医師が必要と認めたもの 2 難病患者等で呼	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400円	5年	

		吸機能に障害のあるもの			
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	原則として医療保険における在宅酸素療法又は人工呼吸器を必要とする学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(呼吸機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの又は当該手帳に記載の身体上の障害により医師が必要と認めたもの 2 難病患者等で医師が必要と認めたもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	78,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等で視覚に障害のあるもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	録音再生機の場合は85,000円、再生専用機の場合は35,000円	6年
	音声(触読)時計	次のいずれかに該当する者 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上のもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	音声式の場合は13,300円、触読式の場合は10,300円	10年



		の 2 難病患者等で視 覚に障害のあるもの			
点字タ イプラ イター	原則として就労若し くは就学している か、又は就労が見込 まれる者で、次のい ずれかに該当するも の 1 身体障害者手帳 の交付を受けた者 で、当該手帳に記載 の身体上の障害(視 覚障害に限る。)の 程度が2級以上のも の 2 難病患者等で視 覚に障害のあるもの	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	63,100円	5年	
視覚障 害者用 拡大読 書器	原則として学齢児以 上の者で、当該装置 により文字等を読む ことが可能になるも ののうち、次のいず れかに該当するもの 1 身体障害者手帳 の交付を受けた者 で、当該手帳に記載 の身体上の障害(視 覚障害に限る。)の あるもの 2 難病患者等で視 覚に障害のあるもの	画像入力装置を読みたい もの(印刷物等)の上に置 くことで、簡単に拡大さ れた画像(文字等)をモニ ターに映し出せるもの	198,000円	8年	
聴覚障 害者用 通信装 置	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められる者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(聴	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの(ファクシミリを含む。)	71,000円(ただし、ファクシミリについては、25,000円)	5年	

		覚障害又は発音・発語の著しい障害に限る。)のあるもの 2 難病患者等で聴覚又は発音・発語に障害のあるもの			
携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(音声・言語機能障害又は肢体不自由に限る。)により発音・発語に著しい障害を有するもの 2 難病患者等で音声・言語に障害のあるもの又は肢体不自由のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年	
聴覚障害者用情報受信装置	原則として学齢児以上の者で、当該装置によりテレビの視聴が可能になるもののうち、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(聴覚障害に限る。)のあるもの 2 難病患者等で聴覚に障害のあるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者等向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年	
点字ディスプレイ	当該ディスプレイが必要と認められる者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500 円	6 年	

		で、当該手帳に記載の身体上の障害が視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)のあるもの 2 難病患者等で視覚及び聴覚に障害のあるもの			
視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等で視覚に障害のあるもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者等が容易に使用し得るもの	99,800 円	6 年	
情報・通信支援用具	機器の使用により社会参加が見込まれる者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(視覚障害又は上肢障害に限る。)の程度が2級以上であるもの 2 難病患者等で視覚又は上肢機能に障害のあるもの	パーソナルコンピューターを使用するに当たり、障害者等の障害種別及び程度等から判断して必要となる周辺機器、ソフト等	100,000 円	5 年	
点字器	原則として就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者で、次のいずれかに該当するもの	標準型・両面書 32 マス 18 行点筆含む。	真鍮板の場合は 10,400 円、プラスチック板の場合は 6,600 円	7 年	
		携帯型・片面書 32 マス 18 行点筆含む。	アルミニウム板の場合は 7,200 円、プ	5 年	

		<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が2級以上であるもの</p> <p>2 難病患者等で視覚に障害のあるもの</p>		<p>プラスチック板の場合 は1,650円</p>	
	人工喉頭	<p>次のいずれかに該当する者(笛式にあつては、医師により使用が認められた者)</p> <p>1 喉頭を全摘出したこと等により身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害の程度が音声機能喪失のもの</p> <p>2 難病患者等で音声機能を喪失したもの</p>	<p>吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化する笛式のもの</p> <p>顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔式に導き構音化する電動式のもの</p>	<p>5,000円(気管カニューレ付きの場合は、3,100円を基準額に加える。)</p> <p>70,100円</p>	<p>4年</p> <p>5年</p>
排泄管理支援用具	ストーマ装具(蓄便袋)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(直腸機能障害に限る。)を有し、ストーマを持つもの</p> <p>2 難病患者等で直腸機能に障害のあるもので、ストーマを持つもの</p>	<p>低刺激性の粘膜剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(ストーマ用品を含む。)</p>	<p>12,000円</p>	<p>1箇月</p>
	ストーマ装具(蓄尿袋)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(ぼう</p>	<p>低刺激性の粘膜剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(ストーマ用品</p>	<p>12,000円</p>	<p>1箇月</p>

		うこう機能障害に限る。)を有し、ストーマを持つもの 2 難病患者等でぼうこう機能に障害のあるもので、ストーマを持つもの	を含む。)		
紙おむつ等	原則として3歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの 1 身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害(直腸機能障害又はぼうこう機能障害に限る。)を有し、ストーマ周辺の著しい皮膚のびらん又はストーマの変形によりストーマ装具が装着できないもの 2 難病患者等で直腸又はぼうこう機能に障害のあるもので、ストーマ周辺の著しい皮膚のびらん又はストーマの変形によりストーマ装具が装着できないもの 3 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿又は高度の排便機能障害のある者 4 先天性鎖肛に対する肛門形成術による高度の排便機能障害がある者で、紙おむつ等を必要とするもの	紙おむつ、洗腸用具、サ ラシ・ガーゼ等の衛生用品であって、排尿管処理を補うもの		12,000 円	1 箇月 (ただし、洗腸用具については6箇月)

	5 脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、医師が紙おむつ等の必要性を認めたもの(ただし、脳梗塞・脳出血(乳幼児期を過ぎて発症したもの)、頸髄損傷、筋ジストロフィー、ダウン症、知的障害等によるものは除く。)			
収尿器	次のいずれかに該当する者 1 脊髄損傷等による身体障害者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載の身体上の障害により、排尿障害(特に失禁がある場合)のため、収尿器を必要とするもの 2 難病患者等で排尿障害のため、収尿器を必要とするもの	収尿のための用具で、採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置等が付いているもの	男性用・普通型の場合は7,700円、男性用・簡易型の場合は5,700円、女性用・普通型の場合は8,500円、女性用・簡易型の場合は5,900円	1年

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害については、この表の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 これに準ずる世帯とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 健常者と同居であっても、当該健常者が就労、就学等で不在のため、障害者のみとなる世帯
  - (2) 健常者と同居であっても、当該健常者が高齢、病弱等のため、家事等を行う者がいない世帯
  - (3) 健常者と同居であっても、当該健常者が病気入院等で長期不在のため、障害者のみとなる世帯

春日市障害者等日常生活用具給付申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

春日市障害者等日常生活用具給付決定通知書  
[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

春日市障害者等日常生活用具給付券  
[別紙参照]

様式第4号(第4条関係)

春日市障害者等日常生活用具給付却下決定通知書  
[別紙参照]

様式第5号(第5条関係)

春日市障害者等日常生活用具給付取扱承諾書  
[別紙参照]